

平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

要保護児童等の情報共有システムガイドライン(案)

株式会社 野村総合研究所

平成31(2019)年3月

目次

第 1 章 はじめに	2
1. 情報共有システム構築の背景	3
第 2 章 要保護児童等の情報共有システム とは	4
1. 要保護児童等の情報共有システムの目的	5
2. 要保護児童等の情報共有システムの業務要件	6
3. 要保護児童等の情報共有システムの実現機能	9
第 3 章 本システムの運用フロー	16
1. 情報システムの運用・業務フロー	17
第 4 章 機能要件	22
1. システムにおける個人の識別方式	23
2. システム内で保持する情報項目	25
3. システム機能	27
4. システムセキュリティ・個人情報保護	29
第 5 章 非機能要件について	30
第 6 章 継続検討項目	34

第1章

はじめに

1. 情報共有システム構築の背景

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要と考えられるが、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。

このため、ICTを活用し、市町村及び児童相談所（都道府県）において、より効率的に支援の対象となる要保護児童等の情報を共有する仕組みの構築を検討することとし、児童虐待防止対策の強化を図る。

第2章

要保護児童等の情報共有システム とは

1. 要保護児童等の情報共有システムの目的

(1) マニュアル運用による情報連携時の課題

現在、行政における要保護児童等の情報連携は、原則的に対面等による提供が国の規定により定められてきた。しかし情報収集にあたっては、必要な情報を電話で問い合わせたり、紙面上で管理されているものから探し出したりしているなど、業務従事者に多大な時間的・労働的な負荷をかけており、業務の効率化が求められている。

(2) 本システムを整備する目的

本システムは、都道府県下の自治体・児童相談所の要保護児童等の情報を一元的に管理する情報共有ネットワークシステムである。本システムを通じ児童の転出入先に該たる市区町村および所管する児童相談所等の関係機関は、転出元の市区町村および所管する児童相談所から速やかに必要となる情報一式の取得を実現できるものと期待される。

(3) 前提条件

本システムは、個人情報の中でも極めて秘匿性の高い要配慮個人情報を扱う。そのため、自治体・児童相談所の他のシステムとの連携には十分に留意する必要がある。また、各機関同士の情報連携の効率化を図る一方で、情報を参照可能な関係者は基本的には限定される。

上記を踏まえ、本システムでは、他機関の情報は原則、閲覧することができないよう制限をかけるものとし、情報連携が必要となるイベント(転居や端緒のない事案の発生など)が発生して初めて情報の共有化が図られる運用を想定する必要がある。なお、本システムは、総合行政ネットワーク(LGWAN:Local Government Wide Area Network 以降、LGWAN という)回線を使用したASP(以降、LGWAN-ASP という)でのシステム提供を前提とする。

本システム上に登録される各機関の要保護児童等の情報は、個人情報保護の観点から、単純な外部接続環境においては取り扱うことができない。そのため本システムは、外部接続から遮断された高度なセキュリティ環境を確保できる LGWAN の使用が求められる。また、LGWAN-ASP は、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションを各機関の間で共同利用する仕組みであり、各機関が独自にシステムを構築するよりも標準的で経済的なシステムを導入・運用することができる利点がある。

2. 要保護児童等の情報共有システムの業務要件

2-1 自治体・関係機関間のネットワークの構築イメージ

(1) 想定されるシステム利用者

本システムの利用者は次の通り。

- ① 都道府県における児童虐待事案の所管部署の職員
- ② 市町村における児童虐待事案および当該児童に関与する所管部署の職員
- ③ 児童相談所において児童虐待事案に携わる職員

(2) システム概要

本システムでは、要配慮個人情報など取り扱われる情報の秘匿性の高さ、ならびに情報を登録・参照する関係者が自治体関係者に限定されることから、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである LGWAN を活用することとし、LGWAN-ASP で整備されることを必須とする。

次に、本システムに参加することが想定される関係者ならびにシステムでの連携イメージについては、下記の図表を参照されたい。なお、本システムは、将来的に都道府県間で共有できるシステムの構築を前提としているが、その第一段階としてまず都道府県内での情報共有を図るシステムを構築する。そのため、標準仕様に準拠したシステムの構築を前提とし、今後の都道府県間での情報連携の実現を念頭においたシステム構築を進められたい。

図表1 要保護児童等の情報共有システムの概要



1 情報連携申請：他機関が保有・管理していた情報の閲覧・編集権限の自機関への付与を依頼する申請のこと

2 バッチ処理：あらかじめ定めた処理を定められた順序で一度に行うこと。コンピュータで1つの流れのプログラム群（ジョブ）を順次に行うことをさす

本システムでの情報連携は、機関独自のシステム導入状況等により、下記の 2 パターンに分けられる。それぞれの詳細な業務フローについては第 3 章に譲る。

－ パターン①：システム有りの場合

既に独自のシステムを導入している機関は、システム上で自動的に情報連携を行うことが望ましい。これには他のシステムへデータを送信するための自動変換パッケージが必要となるが、自動変換パッケージを設置できない機関はパターン②と同様の連携方法を採用。なお、直接連携の場合は、システム間のブリッジサーバーとなる「番号連携サーバー」等を設置し、特定個人情報を抜いた個人情報を入れる仕組みが求められる点に留意されたい。なお、ブリッジサーバーによる通信制御の必要性については、総務省が示す自治体情報システム強靱性向上モデル³を参照されたい。

－ パターン②：システム無しの場合

Excel ファイルもしくは紙面にて管理している情報を CSV ファイルに変換し、CSV ファイルを本システムに取り込む。

なお、本システムでは、同一都道府県内において、主に各自治体の関係部署、児童相談所が LGWAN-ASP によって構築されたシステム（データベース）にアクセスすることが求められる。各自治体において、どの部局までが本システムに参加するかは、各自治体内の情報セキュリティポリシー等に則って決定されることが望ましい。

2-2 システム化の範囲

（1）従来の情報管理

これまで、要保護児童等の情報は、各機関が機関内の業務効率化を向上させるために構築された機関独自のシステムによる管理や、エクセル等による情報の管理が中心となってきた。児童情報を他機関などに提供する際は、要保護児童等地域対策協議会で必要な情報収集や、国の定める児童記録票による情報収集を基本的には手作業で行ってきた。具体的には、情報収集のために自治体内の関係部署への電話等による情報照会や他機関への問い合わせを行うなどの手法が用いられてきた。こうした手法では、担当者の不在や情報取り寄せの際の調整などが発生しやすく、情報連携時の遅滞や伝達漏れが発生しないように、より確実な方策を講じる必要性が検討されている。

³ 自治体情報システム強靱性向上モデル：マイナンバー利用事務系において端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止するとともに、マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割等を実施を目的に総務省が示したシステムモデルのこと

(2) 本システムの利用シーン

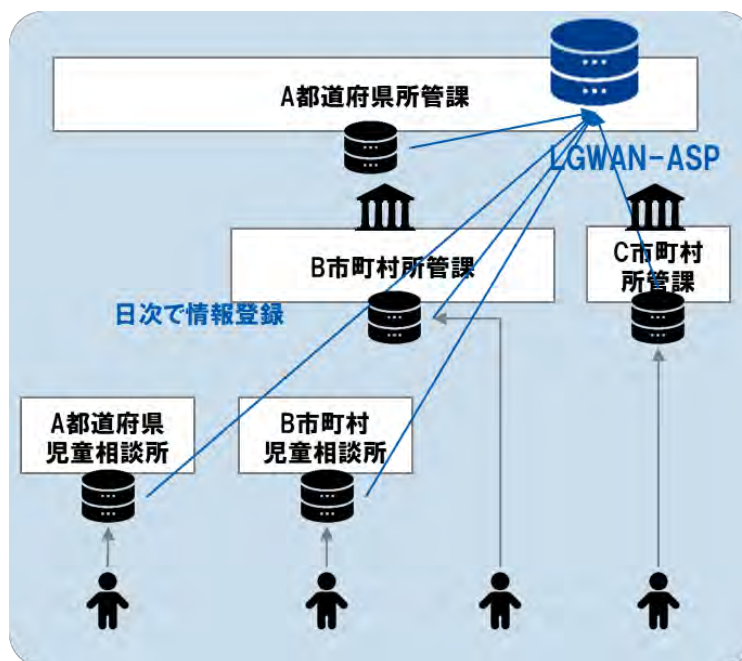
本システムは、以下の場面で活用されることが想定される。

- ①機関内で登録された情報の閲覧・共有時
- ②各機関の間での情報連携が必要となる際の情報提供、及び情報共有時

(3) 本システムの役割

既存の都道府県・市町村の既存データベースに加えて、都道府県内の情報を一括管理する自治体間ネットワークシステム (LGWAN-ASP) の構築によって、情報連携の高度化を推進する。そのため、都道府県内で管理される本システムのデータベースに各市町村・児童相談所が登録する要保護児童等の情報を格納し、管理・運用するものである。

図表2 要保護児童等の情報共有システムの全体像(案)



3. 要保護児童等の情報共有システムの実現機能

3-1 本システムの実現機能

(1) システム帳票

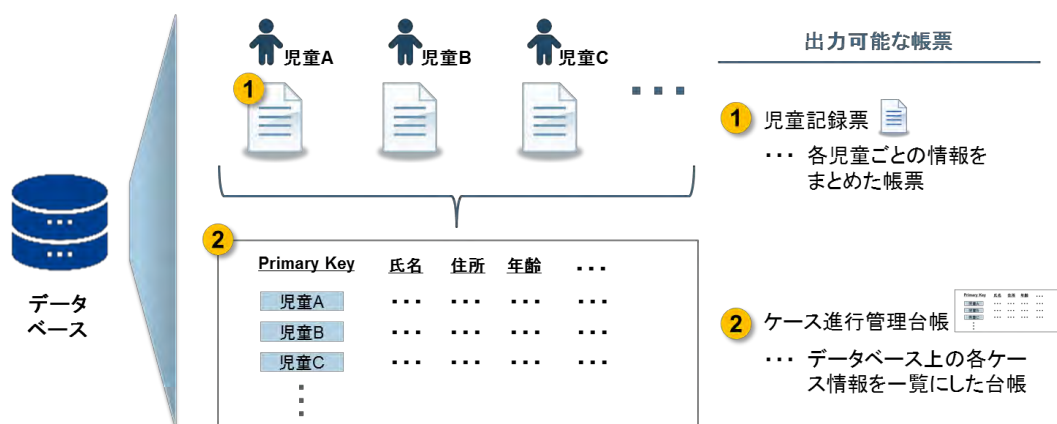
本システムで構築するデータベースでは、児童ごとの情報をまとめた①児童記録票と、所管する全児童を把握できるよう一覧にした②ケース進行管理台帳を出力できるようにする。

①児童記録票と②ケース進行管理台帳の出力形式は、それぞれ現在国が通知している帳票形式を使用する。現在国が通知している児童記録票に記載されている項目以外の情報の取り扱いについては、今後各機関における本システムの活用状況を踏まえて対応を検討することが必要である。

①児童記録票と②ケース進行管理台帳の具体的なイメージは、下記の図表を参照されたい。

なお、本システムの運用に当たり、これまでは児童の転入先で帳票を作り直す運用が一般的ではあったが、今後は原則として、システムを介して引き継いだ情報を継続して使用する継ぎ足し形式として運用することが求められる。

図表3 要保護児童等の情報共有システムで出力可能な帳票類(案)



図表4 帳票イメージ(案)

①児童記録票

児童記録票

(第1面)

(第2面)

(1) 様式

受理年月日		平成 年 月 日		相談歴 有・無									
事例番号		種別		担当者									
子ども本人	氏名 (通称)	()	性別 男 女	生年月日(S・H) 年 月 日	年 齢								
	保育所等利用	保育所 幼稚園	保育所・学校等名 担任 その他の関係職員 学年 年										
	本籍地	都 道 府 県(外国籍)											
	現住所												
保護者	氏名												
	現住所	続柄											
	電 話	勤務先 (留意)											
保護者	氏名												
	現住所	続柄											
	電 話	勤務先 (留意)											
相談者		子どもとの関係											
家族状況	続 柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	職 業 (就業時間)	健 康 状 況	備 考 (居住等)						
主 訴													
生活状況 (養育状況)													
経済状況													
福祉サービス・機関等 利用状況													
統計 分類	種 別				種別 別					処 理			

(第3面)

受付 年 月 日 (新・舊)	
受付面接結果及び助言事項	
受付面接所見	
	担当者

(第4面)

調査結果及び支援事項	
調査所見	
	年 月 日 担当者

(第5面)

題 名	
会 員	
所 属	
職 名	

(第6面)

支 援 方 針	支援内容及びその理由	
	保護者・子ども等の意向 保護者の意思 子どもの意向 その他()	
	地域協議会の意見 ・照会の有無 有(年 月 日) 無 ・照会の事由 ・意見内容	
	短期的課題と支援方法	短期的課題 課題達成のための具体的支援方法 (関係機関との連携のあり方を含む)
針	中長期的課題	次期検証時期 年 月
	課題達成のための具体的支援方法 (関係機関との連携のあり方を含む)	
年 月 日 責任者		

(第7面)

調 査 面 接 相 談 支 援 等 経 過

(第8面)

支 援 の 結 果 事 由	
子 ど も や 保 護 者 等 へ の 説 明 内 容	
最終年月日	平成 年 月 日

②ケース進行管理台帳

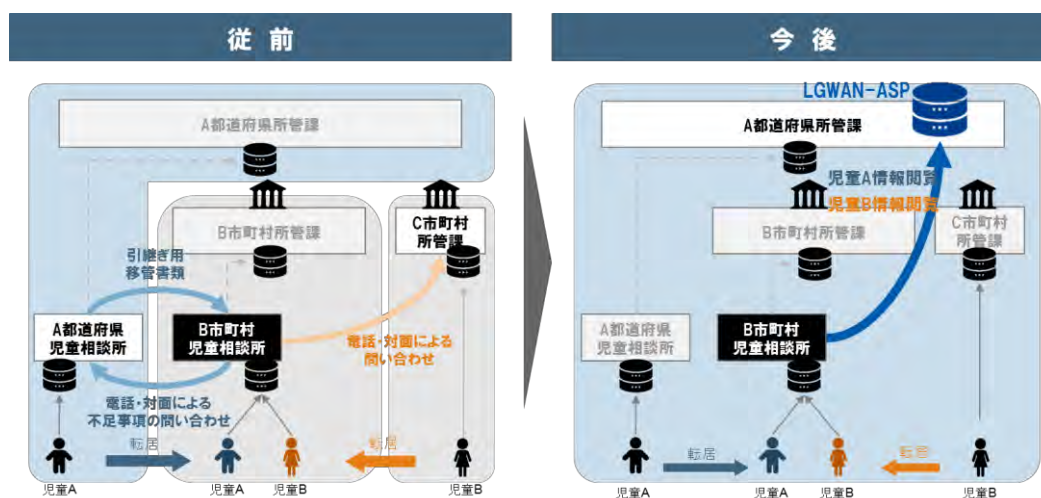
番号	児童氏名	生年月日 年 齢	児童の 所 属	保 護 者 氏名・住所	相 談 受理日	管理記録					備考
							第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					

3-2 本システムの利用シーン

(1) システム帳票

各機関の間の情報共有システムの構築により、児童の転出入先の市町村及び所管する児相がいつ・どこであっても、即座に必要な情報を共有することが可能になる。本システムの導入により、関係職員の情報収集・更新の負荷軽減だけでなく、情報連携時の遅滞や伝達漏れの防止の実現が期待される。

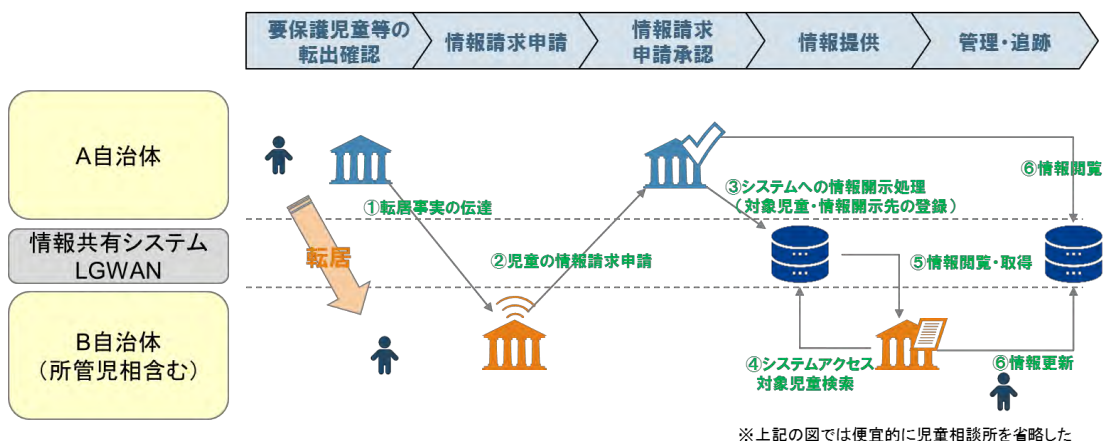
図表5 要保護児童等の情報共有システムの全体像(案)



(2) システムの利用による情報連携の運用フロー例

本システムは、関係機関の間で切れ目のない情報連携を実現するものであり、情報請求後、請求元に対し、即座に必要な情報が開示できる仕組みとして機能することが期待される。詳細は、第エラー! 参照元が見つかりません。章に譲る。

図表6 要保護児童等の情報共有システムの全体像(案)



第3章

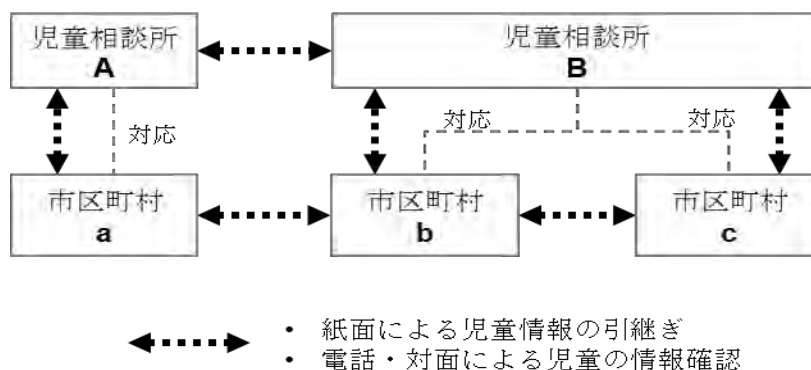
本システムの運用フロー

1. 情報システムの運用・業務フロー

1-1 運用フローの全体像

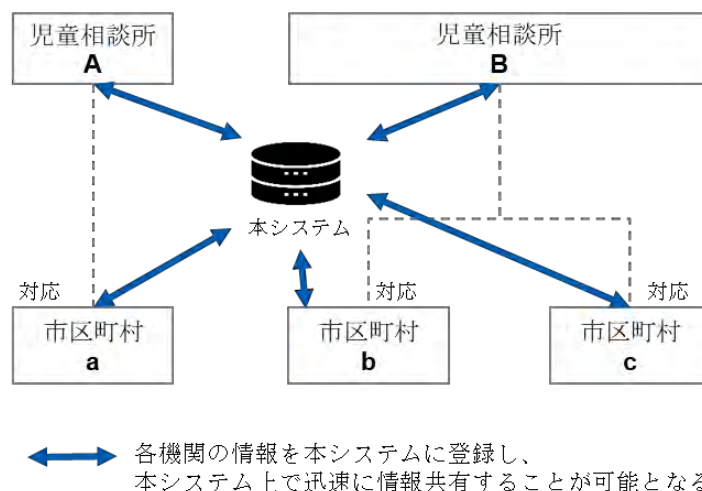
現行では、情報連携は電話やメール、対面で自治体担当者が庁内の関係部署に問い合わせを行ったり、児童相談所職員が自治体へ情報照会を都度実施する形で行われたりしている。児童虐待事案に関する情報をシステムで管理している機関もあるが、他機関との情報連携は依然システムを介さず電話や対面、及び紙面の郵送で行われている状況である。このような状況下では情報収集に時間と手間が掛かり、情報連携時の遅滞や伝達漏れが発生しないように、より確実な方策を講じる検討がなされており、あわせて業務効率化を目指した仕組みの構築が求められる。

図表 7 現行の情報連携の体制



今後は、情報連携時の遅滞や伝達漏れの防止を実現するために、各都道府県単位で本システム設置し、各機関の保有する情報を本システム上で管理・照会することが望ましい。

図表 8 今後の情報連携のありかた



1-2 業務フローの詳細

(1) 日々の情報更新

情報連携は、関係機関の間での切れ目のない情報連携を前提とし、本システムの情報も原則日次で更新する。本システムの情報の更新方法は、現時点での機関独自のシステム導入状況により 3 パターンに分けられ、それぞれのケースについては下記の通り詳述する。ただし、いずれのケースも本システムの情報は日次で更新することが求められる。

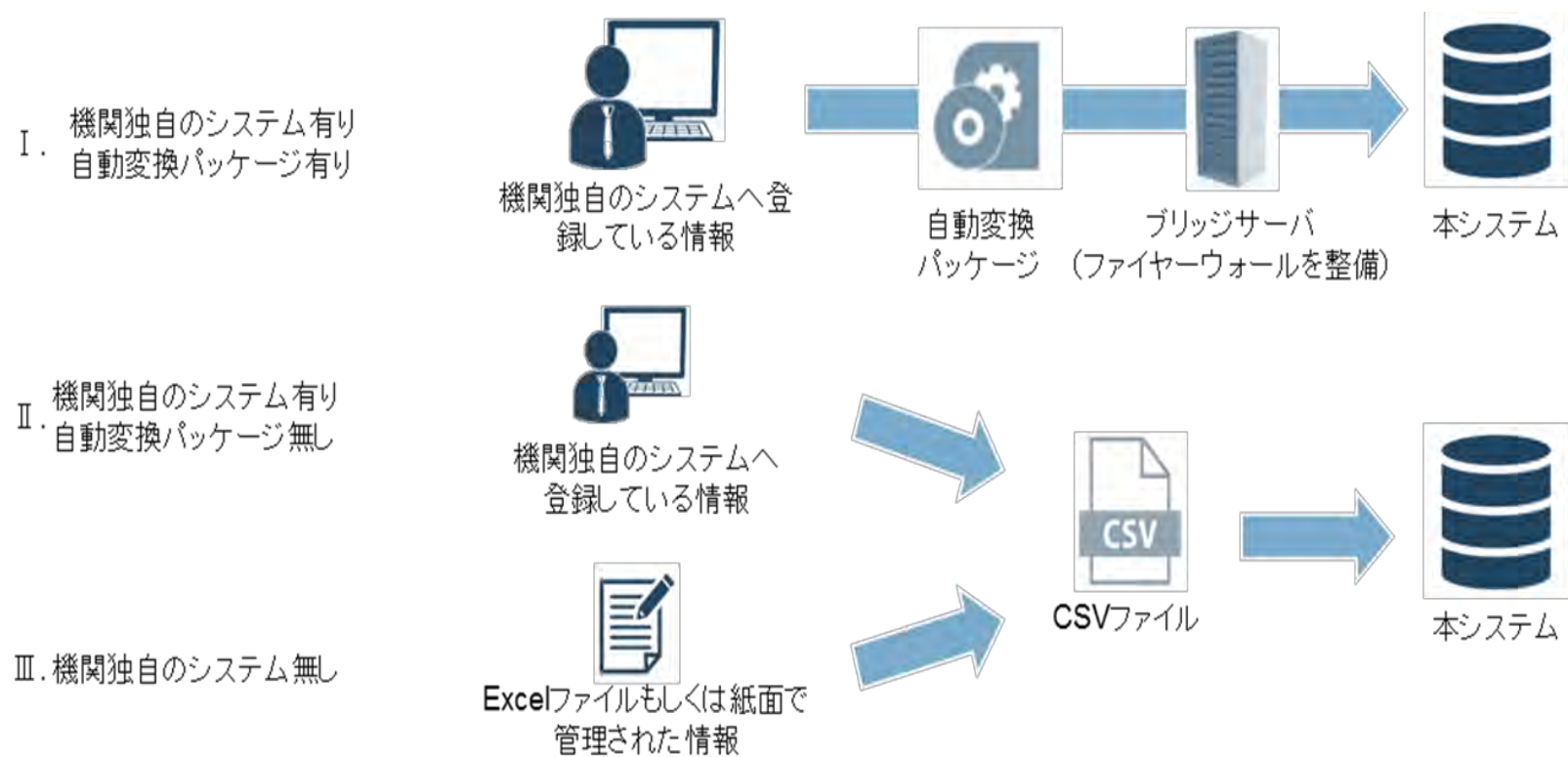
- I. 機関独自のシステムを導入しており、かつ本システムへの自動変換パッケージ⁴を導入する場合
変換パッケージを導入することで機関独自のシステムの情報を、ブリッジサーバー⁵（ファイヤーウォール⁶）を介して、本システムに自動的に取り込むことができる。そのため担当職員の作業は、従来通り自機関のシステムの情報を更新するのみである。
- II. 機関独自のシステムを導入済みだが、本システムへの自動変換パッケージを導入することができない場合
担当職員は、機関独自のシステムの情報を CSV ファイルに変換し、CSV ファイルを本システムに取り込む。
- III. 機関独自のシステムを導入しておらず、Excel ファイルもしくは紙面にて情報を管理している場合
Excel ファイルもしくは紙面にて管理している情報を CSV ファイルに変換し、CSV ファイルを本システムに取り込む。

⁴ 自動変換パッケージ：手作業無しに自動的にシステムの情報を他のシステムへ取り込むことのできる変換ソフトウェアのこと

⁵ ブリッジサーバー：異なるネットワークセグメント同士を接続させるためのサーバ（ハードウェア）のこと

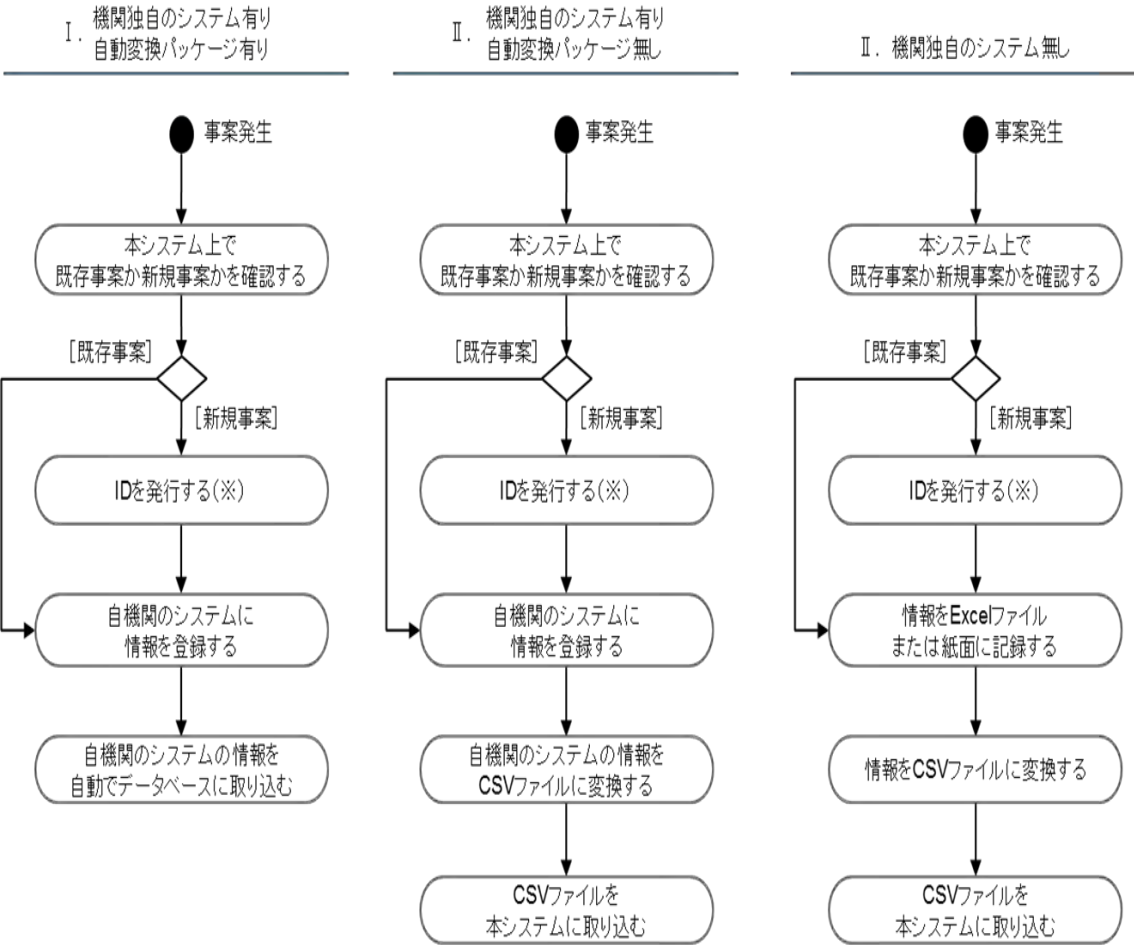
⁶ ファイヤーウォール：インターネットからの不正侵入を防ぐシステムのこと

図表 9 本システムの情報の更新パターン



なお、自動変換パッケージを導入して機関独自のシステムから本システムへ自動的に情報を取り込む場合（上記ケースⅠ）は、ファイヤーウォールを整備したブリッジサーバを設置することが望ましい。機関独自のシステムの中で、要保護児童等の情報とマイナンバー等の特定個人情報と紐づいた住基情報が連携されている場合、特定個人情報を除外した情報のみがブリッジサーバへ取り込まれる仕様に設計する必要がある。ブリッジサーバを設置することで、機関独自のシステムと本システムを一本化した場合でも、各機関の管理する特定個人情報が外部に漏れることを防ぐことができる。

図表 10 本システムにおける情報更新フロー



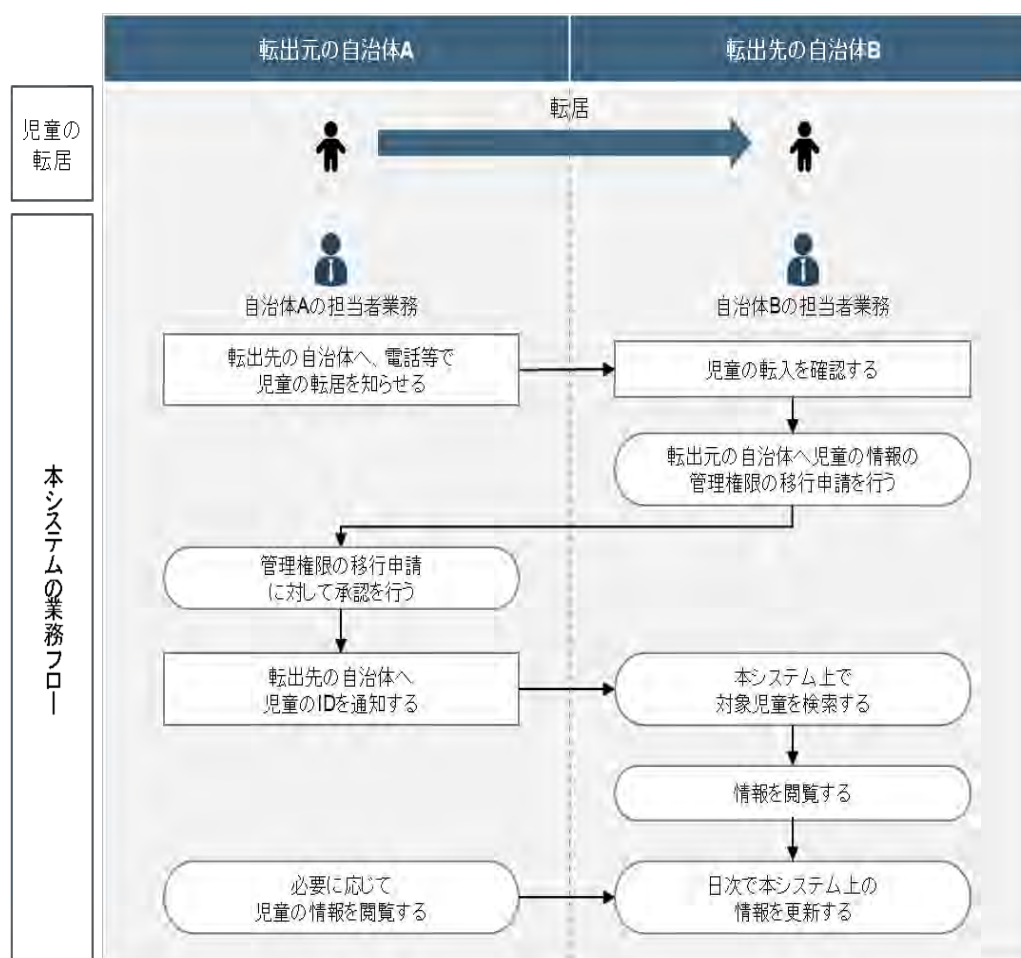
(2) 要保護児童等の転出・転入時の情報連携

現行の情報連携の課題

要保護児童等の転居時には転出前後の自治体が円滑な情報連携を行うことが求められるが、現行ではシステムを導入していない自治体が多く、円滑な情報連携が十分にできていないケースもある。本システムを利用することで、転居児童の円滑な情報連携を行うことが可能となる。

要保護児童等が転居する際、転出元の自治体は転出先の自治体へ電話等で児童の転居を知らせる。本システムの運用にあたり、転出元の自治体より児童の転入の知らせを受けた転出先の自治体担当者は、児童の転入を確認した後、本システム上で情報の管理権限の移行申請を行う。転出元の自治体より 1) 申請に対する承認と、2) 児童に紐づく情報の ID を取得することで、児童に関する情報の管理者となる。

図表 11 本システムにおける転居時の業務フロー(案)



第4章

機能要件

1. システムにおける個人の識別方式

1-1 個人の識別方法

(1) 個人の識別方法検討の背景にある課題

本ネットワークシステムは、特定の児童の情報について、転居前の情報も含めて一元的に閲覧できる状態を実現することが重要である。しかしながら、児童の転居や苗字の変更等により児童に紐付いて発番される Primary Key⁷が重複して発番されるケースが発生しているのが実情である。

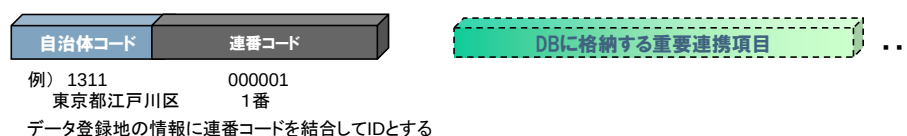
特定の児童の情報が複数の Primary Key に紐付いていることは、その児童の情報が複数の記録に分散していることを意味し、児童の転居時の情報連携に漏れが生じていることが懸念される。

(2) システムにおける個人の識別方法(案)

自治体・関係機関間のネットワーク上で全国の要保護児童等の情報を一元管理するためには、各自治体が設定する児童コードとは別に、全国で標準化された仕様に則って新たに Primary Key を設定する必要がある。なお、Primary Key の形式は、一意性の担保、転居時の情報連携において以前居住していた自治体がどこかすぐに把握できるか否かという観点から、「自治体番号 / 独自番号体系コード」を採用する。児童が以前居住していた地域がすぐにわかることで、転居した場合でも同一事案をすぐに紐付けることができ、事案が起こった際の各機関同士の連携の円滑化を実現する。また、Primary Key に自治体コードを含めることにより、都道府県間で重複した Primary Key が発番されるのを防ぐことができる。

なお、独自番号体系については、たとえば受付順に採番する連番コードの利用により、各都道府県内においても常に一意性が担保された状態で児童の情報が管理されることが望ましい。

図表 12 Primary Key のイメージ



⁷ Primary Key：システム上、個人を特定するために付与する番号や記号のこと。関係データベースの表において、行を一意に識別するためのもので主キーとも呼ばれる

1-2 Primary Key の設定手順

自治体・児童相談所が本ネットワークシステムに情報を登録する際は、新たに情報を登録する全ての児童について、新たに「自治体コード（4 桁）＋独自番号体系」で構成される Primary Key を付番する必要がある。

自治体コードは、本ネットワークシステム内で新たに割り振る 4 桁のコードであり、既存の市町村コードの使用は想定していない。

連番コードは、自治体内の全ての児童について、一意に児童の情報を管理できる番号体系が望ましい。たとえば、初回ケースの受付順に採番する連番方式などが想定される。

2. システム内で保持する情報項目

2-1 情報項目

(1) システムで管理する情報項目

システムで管理する情報項目については、全国で統一させることが必要となることから、国が通知している「児童記録票」を用いることとする。

なお、登録すべき情報については、保護者の入所歴、児童の一時保護歴および最終面談日など、事案の危険度を判断するために必要な項目や、虐待の加害者の情報も加えるべきで、加害者の情報がシステム上に登録されていれば、虐待通告を受けた48時間以内の状況確認の際の事前インプットとして非常に役立つ。「保護者との関係性」「保護者の様子」、「児童の様子」など極めて主観的判断になりやすい情報は、情報の閲覧者に先入観を与えてしまう恐れがあり、発言のみなどの事実を記録するのは良いが、前述の保護者に関わるの項目と同様、主観が入りやすい情報項目への留意が必要である。これらの議論を踏まえ、今後、システムでどのように運用していくか、また追加的な帳票のあり方については検討を重ねる必要がある。

(2) データの拡張性

本システムの運用期間中に管理する情報項目が増える可能性もあることから、こうした情報がオプション帳票において、登録・閲覧できるよう、予め拡張性を持たせたシステムとすること。

2-2 データ形式（インターフェース）

自治体・児童相談所は、各組織の持つ児童の情報を本ネットワークシステム上に登録する際、全国で統一されたフォーマットとルールに従って既存システムからの出力情報を登録することが求められる。将来的に都道府県間でのシステムの接続を念頭においているため、データ形式が統一されていない場合、システムの接続がうまくいかないことが想定されるため、データ形式を定める必要があり、上述した基本4情報については、原則として総務省の定める「中間標準レイアウト」に準拠したインターフェースの採用を必須とする。その他の項目のデータ形式については、各自治体・児童相談所での取り扱いを踏まえ、引き続き検討を要する。

3. システム機能

3-1 システムにおける基本的な機能

(1) 機能概要

本ネットワークシステムでは、下記に示す 9 つの機能を有することが求められる。

利用シーンは、1) 自機関内でのシステム利用時、2) 自機関で保有する情報のデータベースへの登録・終結時、3) 他機関との連携時の大きく 3 パターンに区分することができる。

なお、「1.1.権限付与」と、「3.1.他機関からの閲覧・帳票印刷申請承認」、「8.他機関への管理者変更申請」の申請承認については、原則、管理職が行うことが望ましい。

1. 自機関内で本システムを利用する場合

1.1. 権限付与

- ・ 自機関の各担当者に、システム上で各機能の権限を付与する。

1.2. 閲覧

- ・ 本システム上で自機関が管理している児童情報および他機関から承認を受けて参照可能な児童情報を閲覧する。

1.3. 帳票印刷

- ・ 本システム上で自機関が管理している児童情報および他機関から承認を受けて参照可能な児童情報を帳票として印刷する。

2. 自機関で保有する情報を本システムへ取り込む場合

2.1. 登録・更新

- ・ 新規に発生した児童虐待事案について、児童情報を本システムへ登録する。
- ・ 本システム上で自機関が管理している児童情報を更新する。

2.2. 終結

- ・ 本システム上で自機関が管理している児童情報について、ケースが終結した場合に本システム上で終結処理を行う。

3. 他機関と情報の連携を行う場合

3.1. 閲覧・帳票印刷の申請承認

- ・ 本システム上で自機関が管理している児童情報に対し、他機関から閲覧・帳票印刷の申請を受理した場合に申請を承認する。

3.2. 転出情報の伝達

- ・ 児童が転出した際、転出元の自治体・児童相談所は、転出先の自治体・児童相談所へ児童が転居したことをシステムを介して伝達する。

3.3. 他機関への管理者変更申請

- ・ 児童が転居した際、転出先の自治体・児童相談所は、児童情報を主体的に管理する必要がある、転出元の自治体・児童相談所へ、本システム上の情報の管理者変

更申請を行う。

3.4. 他機関からの管理者変更申請の承認

- 児童が転居した際、転出元の自治体・児童相談所は転出先の自治体・児童相談所より本システム上の情報の管理者変更申請を受理し、申請に対して承認を行う。

(2) システムの閲覧権限

システムの閲覧権限は、「管理職員」、「一般職員」、「その他の職員」の3つに大別し、それぞれの権限を設定することとし、各職員には、「管理権限」、「一般権限」、「制限つき権限」の3つの権限を付与することとする。

4. システムセキュリティ・個人情報保護

4-1 システムセキュリティ・個人情報保護のリスク

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、[1]あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、[2]第三者に個人データを提供してはならないこととされているが（個人情報保護法第 16 条及び第 23 条）、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児福法第 25 条の 3 に基づく地域協議会の協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することには該当しない。

一方で、要保護児童情報には当事者のプライバシーに関わる極めてセンシティブな内容が含まれ、情報が漏洩した場合、当事者の人格権としてのプライバシー権が侵害される恐れがある。そのため、要保護児童の情報が第三者間で本人の同意を得ずにやり取りされることが許されるものであっても、要保護児童の情報は厳重なセキュリティ環境のもとで管理されることが必須と考えられる。

なお、情報漏洩につながるリスクとしては、情報ネットワークが外部から攻撃を受けるケースが想定されるが、本ネットワークシステムの基盤となる LGWAN は、外部インターネットと接続されていない閉域ネットワークであり、高度なセキュリティ環境を維持することができる。具体的には、ファイヤーウォールによる防御や、通信経路の暗号化による盗聴防止、侵入検知機能（IDS:Intrusion Detection System）、公開鍵基盤（PKI）による組織認証の実施等により、高度なセキュリティ環境を実現している。

4-2 システムセキュリティ・個人情報保護の対策

（１）使用端末・ネットワーク

自治体・児童相談所職員が本ネットワークシステムを利用する際は、各自治体・児童相談所に設置される LGWAN に接続されている専用端末等からアクセスすることが求められる。

（２）ID・パスワードの設定

自治体・児童相談所職員は本ネットワークシステムを利用するために、個別の ID・パスワードを設定し、ユーザーごとに認証ができる仕組みを構築すること。

パスワードは、年 4 回（3 ヶ月毎）の頻度で、利用者自身が変更できるようにされることが望ましい。

第5章

非機能要件について

1-1 前提事項

Web 方式等、クライアント端末の環境（OS、ブラウザのバージョン等）に極力依存しないシステムであること。また、クライアント端末に特別なアプリケーション等をインストールする必要がないこと。

また、総務省の「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」の方針に従い、クライアント端末はインターネット回線と接続不可である点に留意すること。

1-2 可用性要件

24 時間 365 日、安定した稼働が可能な構成であること。

冗長化等の措置を講じ、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。

なお、障害等によるデータ復旧を目的としたバックアップ機能については、詳細を検討中であることから継続検討中であるため、ガイドライン案の改定を待たれたい。

1-3 情報セキュリティ要件

本システムにおいては、各機関で定められるセキュリティポリシーを順守することが求められる。

同様に、アクセスログの取得・管理および一定期間の保存が可能なこと。また、ログの検索、出力が可能なことが求められる。また、サーバーへの不正アクセスを防止、データベースの改ざん、情報の抜き取りや不正な変更等を防止することが求められる。そのため、ウィルス対策ソフト等の導入によるマルウェア対策がなされることは必須である。

1-4 ASP サービス要件

本システムは、ハードウェア（クライアント端末を除く）、ソフトウェア及びデータ管理・運用を LGWAN-ASP 方式で提供すること。

受託者が運用する LGWAN に接続したサーバーから、都道府県および属する市町村の LGWAN 回線に接続したクライアント端末に本システムによるサービスを提供すること。利用する LGWAN-ASP サービスは、すでに地方公共団体情報システム機構（以降、J-LIS という）の総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービス」に登録済みであり、J-LIS がインターネット上に公開している「LGWAN-ASP サービスリスト」に提供するサービスの名称が掲載されていること。サービスの提供地域は「全国」と掲載されていること。

本稼働系の環境（本番環境）のほかに、検証用の環境（検証環境）を設けること。
日時バックアップを実施すること。システム障害等によりデータ復旧が必要となる場合は、少なくとも前日までの状態に復旧できるようにすること。

1-5 ユーザビリティ要件

（１）操作画面

各機能へ簡単に遷移できる画面構成、画面遷移、入出力操作方法が統一されている等、利用者が直感的に操作できるものであること。

背景色と文字色の明度差、文字書体、文字の大きさ等の工夫により視認性・可読性の向上に配慮すること。

入力・検索等が容易に行える画面構成とすること。

（２）印刷操作画面

印刷プレビュー機能により、各帳票を精度高く印刷できるようイメージの確認ができること。

罫線、文字書体、文字の大きさ等の工夫により視認性・可読性の向上に配慮すること。

1-6 性能要件

オンライン処理においては、クライアント端末台数、同時接続台数を考慮の上、業務支障のない範囲でのレスポンスの確保に努めること。

バッチ処理等の実行時もオンラインサービスの提供に支障がでないようにすること

第6章

継続検討項目

1-1 継続課題

①都道府県間での情報連携の実現に向けて

都道府県間の接続を行う場合には、転居した児童情報や全国の児童情報を検索する機能が必要となることから、継続的に検討が必要になることが明らかになった。そのため、都道府県間での情報連携も可能にするために必要な事項については継続的な検討を要する。

②システムで保持するデータ形式について

まずは同一都道府県内での情報共有を整理するが、同一都道府県内で作ったものであっても全国に展開することを見据えて全国展開が可能な情報にする必要がある。そのため、4情報以外の項目については、現場での運用実態を見据え継続的に検討を要する。

③閲覧・情報編集権限について

A.都道府県内連携を行う場合、各児童相談所が所管地域以外の児童相談所と連携することが必要となる。

B.市区町村であれば、母子保健など幅広い分野の関係部署が連携して対応していることが考えられる。

④セキュリティ要件に関して

本システムの構築に当たっては、LGWAN を用いたネットワークの構築を推進することとなったが、今後、都道府県間の接続を念頭においた検討を進めていく必要性、ならびに自治体情報システム強靱性向上を踏まえたセキュリティの整備が求められる。さらに、要配慮個人情報扱うことを考慮すれば、システムへのアクセスに係る端末等のあり方や、基本的な認証方式、情報のバックアップ機能等の詳細な要件について、継続的な検討を要する。